

専 門 部 運 営 規 程

（目 的）

第一条 この規程は、組合規約第二十八条に定める専門部の種類、分掌業務、運営等について定める。

（運 営）

第二条 各専門部は執行委員会に所属し、書記長を統轄責任者として専門部長が運営にあたる。

（専門部長）

第三条 専門部長は本部役員および書記のうちから執行委員会の決定により選出する。

（部長の任務）

第四条 各専門部長は第十条に定める分掌業務を責任をもって遂行しなければならない。ただし、この遂行にあたっては、執行委員会の決定範囲または権限をこえるものであってはならない。

（副 部 長）

第五条 各専門部長は、専門部長を補佐するため、本部または支部および分会の役員、書記等のうちから副専門部長を置くことができる。ただし、この場合執行委員会の承認を必要とする。

（専門部の部会）

第六条 各専門部の強化、発展のため部会を設置し、支部又は分会等を単位として専門部員を置くことができる。

（運営方法の決定）

第七条 部会の運営その他必要な事項については、執行委員会の定めるところによる。

（書記の任務）

第八条 書記は各専門部の日常業務を分担し、処理事項について、専門部長に報告しなければならない。

（専門部長の代行）

第九条 専門部長が一ヶ月以上事故、その他の理由により専門部の運営にあたることができない場合、執行委員会の決定により、この期間専門部長の代行を置くものとする。

（専門部の種類および分掌業務）

第十条 専門部の種類およびこの分掌業務については次のとおりとする。

一．総務部

- ① 文書の収受、発送および整理保管に関すること。
- ② 資料等の保存に関すること。

- ③ 会議に関すること。
- ④ その他、他の専門部に属さないこと。

二. 財政部

- ① 組合の財政（予算、決算）に関すること。
- ② 組合財産の管理に関すること。
- ③ 会計事務に関すること。
- ④ その他、財政、会計に関する必要な事項。

三. 教宣部

- ① 組合機関紙、教宣資料等の編集、発行に関すること。
- ② 組合活動上の学習会、討論会に関すること。
- ③ 図書および教宣物の収集、整理に関すること。
- ④ その他、教宣に関する必要なこと。

四. 賃金部

- ① 賃金対策および研究に関すること。
- ② 組合員の賃金実態、労働条件等の調査、資料、収集に関すること。
- ③ 賃金関係の資料収集、統計、調査に関すること。
- ④ その他、賃金に関する必要なこと。

五. 政治郡

- ① 組合員の政治意識の向上に関すること。
- ② 政治活動の教宣、学習会に関すること。
- ③ その他、政治的、社会的問題の取り組みに必要なこと。

六. 政策研究部

- ① 政策研究に関すること。
- ② 自治研活動に関すること。
- ③ 政策関係の資料収集、統計、調査に関すること。
- ④ その他、政策に関すること。

七. 組織部

- ① 組織の強化、拡大に関すること。
- ② 支部、分会の機構整備に関すること。
- ③ 中高年委に関すること。
- ④ その他、組織に関すること。

八. 文化厚生部

- ① 組合員のレクリエーション等、文化、厚生に関すること。
- ② 労済、労金、自治労共済等組合員の共済制度の充実、改善に関すること。
- ③ 住宅対策に関すること。
- ④ その他、文化、厚生活動に関すること。

九. 青年女性部

- ① 青年、女性活動家の育成に関する事。
- ② 青年、女性の組織強化、発展に関する事。
- ③ 青年、女性のレクリエーション活動に関する事。
- ④ その他、青年、女性に関する事。

(規程の改廃)

第十一条 この規程の改廃は中央委員会の承認をえなければならない。ただし、第十条については、事情やむをえない場合執行委員会の決定により改正し、事後中央委員会の承認をうることができる。

附 則

この規程は 1971 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は 1979 年 12 月 20 日から適用する。

附 則

この規程は 1995 年 12 月 20 日から適用する。

附 則

この規程は 1997 年 6 月 10 日から適用する。